（表）

第　　号

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第42条第３項の規定による身分証明書

写　　真

官職及び氏名
生 年 月 日

年　月　日発行

環 境 大 臣　　印

（裏）

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律抜すい

第42条　環境大臣は、第36条第１項、第37条第１項又は第38条第１項の規定による指定をするための実地調査に必要な限度において、その職員に、他人の土地に立ち入らせることができる。

２　環境大臣は、その職員に前項の規定による立入りをさせようとするときは、あらかじめ、土地の所有者又は占有者にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

３　第１項の規定による立入りをする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

４　土地の所有者又は占有者は、正当な理由がない限り、第１項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。

第63条　次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1)～(10)　略

(11)　第42条第４項の規定に違反して、同条第１項の規定による立入を拒み、又は妨げた者

備考　この身分証明書の用紙の大きさは、日本工業規格Ａ６とする。